

15 建築協定

八代市建築協定条例（平成17年8月1日 条例第219号）

八代市建築基準法施行細則 第28条

本市の区域内において、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するため、建築基準法に定める最低基準を超えた高度の基準の設定を望む土地所有者等が住民発意による良好な環境の街づくりを促進しようとするために、一定の区域を定め、協定を締結することができる。

協定区域では、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有するものは、当該土地について、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準を定める。

—建築協定認可状況—

建築協定の名称	協定の区域・面積・区画数	用途地域	有効期間	備考
八代市北荒神町	八代市西松江城町5-2他	第2種住居地域 (旧住居地域)	H3.12.5～	熊本県指令建 第230号
	八代市本町4丁目1号1-1他	近隣商業地域	5年間	
	面積：30,343.37㎡	商業地域	自動継続	
アメニティタウン古閑中	八代市古閑中町字冬築2370-1他	第1種低層住居専用地域 (旧第2種住居専用地域)	H7.8.10～	熊本県指令建 第50号
	面積：15,432㎡		10年間	
			自動継続	
グランドールの街	八代市古閑中町字高島1072-1他	第1種中高層住居専用地域 (旧第2種住居専用地域)	H7.12.8～	熊本県指令建 第101号
	八代市古閑中町字新地3077他		10年間	
	面積：10,834.55㎡		自動継続	
リバーサイドタウンシン フォニー	八代市植柳新町1丁目19号2他	第1種低層住居専用地域 準住居地域 (旧無指定)	H9.11.5～	熊本県指令建 第106号
	面積：17,585.14㎡		10年間	
			自動継続	
芝口分譲地	八代市鏡町芝口字19番割882番1他	無指定	H11.10.7～	熊本県指令建 第66号
	面積：10,766.85㎡		10年間	
			自動継続	